

2011年台湾「専利法」改正の解説



ユウ, ジェシー チャージュイ*

要約

台湾の立法院は2011年11月29日、専利法の改正法案を可決した。今回の法改正では条文が大幅に改正され、台湾の特許、実用新案及び意匠実務に多大な影響を与えると思われる。本稿では、(1) グレースピリオド (Grace period) の適用範囲の拡大及びその適用事由の追加、(2) 優先権証明書類の提出期限の延長並びにそれに係る権利回復規定の改定、(3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正/訂正に係る規定の改定、(4) 分割出願の時点に関する制限の緩和及び分割出願のできる範囲の明確化、(5) 特許権の効力が及ばない事項の増設、(6) 医薬品又は農薬品の特許権存続期間延長規定の改定、(7) 実施権の許諾に係る規定の明確化、(8) 無効審判に係る規定の改定、(9) 特許権侵害に係る規定の改定、(10) 部分意匠、コンピューターアイコン、グラフィカルユーザインタフェース (GUI) 及び組物の意匠に係る規定の整備並びに関連意匠制度の創設など、実務上最も注目されている部分を選出し、立法者の解説を交えて改正の主な内容について説明する。

目次

1. はじめに
2. 法改正の主な内容
 - (1) グレースピリオド (Grace period) の適用範囲の拡大及びその適用事由の追加
 - (2) 優先権証明書類の提出期限の延長並びに出願時に故意によらずに優先権を主張しなかった場合に対する権利回復規定の改定
 - (3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正/訂正に係る規定の改定
 - (4) 分割出願の時点に関する制限の緩和及び分割出願のできる範囲の明確化
 - (5) 特許権の効力が及ばない事項の増設
 - (6) 医薬品又は農薬品の特許権存続期間延長規定の改定
 - (7) 実施権の許諾に関する規定の明確化
 - (8) 無効審判に関する規定の改定
 - (9) 特許権侵害に関する規定の改定
 - (10) 部分意匠、コンピューターアイコン、グラフィカルユーザインタフェース (GUI) 及び組物の意匠に関する規定の整備並びに関連意匠制度の創設
3. おわりに

1. はじめに

台湾の立法院⁽¹⁾は2011年11月29日、「専利法」(これは、日本の特許法、実用新案法、意匠法を含む法律であり、便宜のため、以下「台湾特許法」という)の改正法案を可決した。今回の法改正では、特許権の効

力、無効審判や特許権侵害の規定を含む条文が大幅に改正され、施行日は行政院⁽²⁾の政令により定める。行政院經濟部智慧財産局 (Taiwan Intellectual Property Office, 日本の特許庁に相当する行政機関であり、便宜のため、以下「台湾特許庁」という)によると、今回の法改正に伴う施行細則、審査基準及び実務取扱いの整備に要する時間を鑑み、同改正法は公布から1年後に施行される予定である。本稿では、立法者による解説を基に、改正の主な内容について説明する。

2. 法改正の主な内容

(1) グレースピリオド (Grace period) の適用範囲の拡大及びその適用事由の追加

表1, 台湾特許法第22条の新旧対照条文(下線は改正した部分)

改正条文	現行条文
第22条 産業上利用することができる発明であって、次に掲げる	第22条 産業上利用することができる発明であって、次に掲げる

* YU, JESSIE CHIA-JUI, 台湾・萬國法律事務所シニアリーガルアシスタント、ニュージーランド国籍。オーストラリアのシドニー大学 (University of Sydney) で化学学士、分子バイオテクノロジー修士を取得した後、台湾・萬國法律事務所の特許技術者として勤務。2009年より慶應義塾大学に休職留学、2011年に慶應義塾大学法学修士を取得した後、台湾・萬國法律事務所シニアリーガルアシスタントとして勤務、現在に至る。

<p>事由のいずれにも該当しない場合、本法により特許を受けることができる：</p> <p>一、出願前に既に刊行物に記載されたもの。</p> <p>二、出願前に既に公然実施されたもの。</p> <p>三、出願前に既に公衆に知られたもの。</p> <p>発明は、前項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないが、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができたときは、特許を受けることができない。</p> <p>出願人は次に掲げる事由のいずれかがあって、かつその事実が発生した後六ヶ月以内に 出願した場合、当該事実が第一項各号又は前項にいう特許を受けることができない事由に該当するに至らなかったものとする：</p> <p>一、試験のために公開した場合。</p> <p>二、刊行物で発表した場合。</p> <p>三、政府が主催又は認可した展覧会で陳列した場合。</p> <p>四、その本意に反して漏洩した場合。</p> <p>出願人は前項第一号ないし第三号の事由を主張するときは、出願時に当該事実及びその事実が発生した年月日を記載し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>事由のいずれにも該当しない場合、本法により特許を受けることができる：</p> <p>一、出願前に既に刊行物に記載され、または公然に使用されたもの。</p> <p>二、出願前に既に公衆に知られたもの。</p> <p>発明は、次に掲げる事由のいずれかがあって、前項各号の事由に該当し、かつその事実が発生した日から六ヶ月以内に 出願をしたときは、前項各号の規定に制限されない：</p> <p>一、研究、実験のためのもの。</p> <p>二、政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。</p> <p>三、出願人の本意に反して漏洩したもの。</p> <p>出願人は前項第一号、第二号の事由を主張するときは、出願時に当該事実及びその事実が発生した年月日を記載し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。</p> <p>発明は、第一項に掲げる事由のいずれにも該当しないが、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができたときは、特許を受けることができない。</p>
---	---

表1で示したように、今回の法改正では、グレースピリオドの適用範囲は、本来の新規性の判断に加え、進歩性の判断を含むように拡大された。立法者の説明によると、現在世界各国の新規性喪失の例外、不利にならない開示、グレースピリオドなどの制度の適用範囲の多くは、新規性及び進歩性の判断の両方を含むので、欧州特許条約（EPC）第55条と日本特許法第30条の規定を参考として改正条文に取り入れた⁽³⁾。すなわち、改正前の規定により、特許出願にはグレースピリオド規定の適用がある場合、審査の際に新規性なしとの拒絶理由通知を受けることはないが、理論上では進歩性がないとの理由により拒絶される可能性がある。今までの台湾特許庁の実務では、グレースピリオド規定の適用がある出願について、常に緩い判断基準で審査を行うため、進歩性なしとの理由で拒絶されるケースはそもそも稀であるが、今回の法改正により、

このような不都合が完全に解消されることになる。また、同条第3項第2号は今回の法改正で新設され、これにより、実験や商業のための開示に限らず、特許出願人の自己の意思により刊行物で発明の内容を発表した場合にも、グレースピリオドの規定が適用される。

(2) 優先権証明書類の提出期限の延長並びに出願時に故意によらずに優先権を主張しなかった場合に対する権利回復規定の改正

表2、台湾特許法第29条の新旧対照条文(下線は改正した部分)

改正条文	現行条文
<p><u>第29条</u></p> <p>前条の規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時に次に掲げる事項を申し出なければならない：</p> <p>一、最初出願の出願日</p> <p>二、当該出願を受理した国又は世界貿易機関の会員国</p> <p>三、最初出願の出願番号</p> <p>出願人は、最先の優先権日の後から16ヶ月以内に、前項にいう国又は世界貿易機関の会員国が受理を証明する出願書類を提出しなければならない。</p> <p>第一項第一号、第二号又は前項の規定に違反した場合、優先権を主張しなかったとみなす。</p> <p>出願人が故意によらずに特許出願と同時に優先権を主張しなかった、又は同条第3項の規定により優先権を主張しなかったとみなす場合、最先の優先権日の後から16ヶ月以内に、優先権主張の回復を申請し、ならびに申請料金を納付することにより、第一項及び第二項に規定する手続を補足することができる。</p>	<p>第28条</p> <p>前条の規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時にその申し出を提出し、ならびに出願書類において外国における出願日及びその出願を受理した国家を明記しなければならない。</p> <p>出願人は、出願日から四ヶ月以内に、前項にいう国家の政府が受理を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>前二項の規定に違反するとき、優先権を喪失する。</p>

表2で示したように、今回の法改正では、第29条第1項第3号で定める優先権証明書類の提出期限は、「出願日から4ヶ月以内」から、「最先の優先権日の後⁽⁴⁾から16ヶ月以内」に延長された。立法者の解説によると、これは日本特許法第43条第2項や欧州特許条約施行細則第52条などの規定に沿い、国際調和のための改正である。改正前の規定を検討すると、第29条が改正される前に国際優先権を主張するとき、最先の優先権日から12ヶ月以内に台湾特許庁に対して特許出願をし、その出願日から4ヶ月以内に優先権証明書類を提出しなければならない。これにより、優先権証

明書類の提出期限は一見、最先の優先権日から16ヶ月にもなるが、実務上では、短期間に複数の国に対して特許出願をするケースが多く、優先権証明書類の申請や郵送に要する時間を算入すると、出願日から4ヶ月の提出期限では、やや不足しているといわざるを得ない。したがって、今回の第29条の改正は、台湾で国際優先権を主張しようとする出願人にとって、出願に伴う書類などの作業時間の面で大きな意義を有する。

また、今回の法改正では、第29条第4項が新設され、出願人が故意によらずに特許出願と同時に優先権を主張しなかった、または同条第3項の規定により優先権を主張しなかったとみなす場合、最先の優先権日の後から16ヶ月以内に優先権主張の回復を申請し、ならびに申請料金を納付することにより、第一項及び第二項に規定する手続を補足することができる。立法者の解説によると、これも欧州特許条約第122条第1項、特許協力条約(PCT)第12条の規定を参考し、国際調和のために改正したものである⁽⁵⁾。他方、「故意によらず」という要件の認定に関しては、過失によるものを含め広範に解釈するものとし、例えば、出願人が病気のため、期限どおりに手続を行うことができない場合が一つの例として挙げられた⁽⁶⁾。なお、所定の手続の補足に関しては、立法者の解説によると、出願人は先に台湾特許庁に対して優先権の回復を申し出るとともに、優先権の基礎となる外国出願の出願日、出願番号及びその出願を受理した国名を提出すれば、後に優先権証明書類を提出しても、最先の優先権日の後から16ヶ月以内に提出されるものである限り認められるという柔軟な対処方針を示した。

(3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正／訂正に係る規定の改定

表3、台湾特許法における補正／訂正に関する規定の比較

法改正後	法改正前	関連条文
・誤訳の補正／訂正は認められる。	・誤訳の補正／訂正は認められない。	第43条第2項(補正の場合) 第67条第1項第3号(訂正の場合)
・出願時に先に外国語の明細書を提出し、後に中国語の翻訳明細書を提出する場合、補正できる範囲は、出願時に提出した <u>外国語明細書の範囲を超えることができない</u> 。	・出願時に先に外国語の明細書を提出し、後に中国語の翻訳明細書を提出する場合、補正できる範囲は、 <u>翻訳明細書の範囲を超えることができない</u> 。	第44条第1～3項(補正の場合) 第67条第3項(訂正の場合)

表3で示したように、出願時に先に外国語の明細書を提出し、後に中国語の翻訳明細書を提出する場合、法改正前の規定により、誤訳による補正は一般的に認められず、補正又は訂正できる範囲も同様に、翻訳明細書の範囲を超えることができない。これに対する実務界からの反発が大きく、特に特許権侵害訴訟において、誤訳によるクレーム解釈は常に争点となり、裁判上の取扱いも定着しておらず、法的に不安定な状況が続いていた。今回の法改正では、立法者が誤訳の補正又は訂正の必要性を認め、そして誤訳の有無の認定について、出願時に提出した外国語明細書を基礎とし、補正又は訂正できる範囲についても、その外国語明細書の範囲を超えることができないと明確に示した⁽⁷⁾。

なお、实用新案(第110条)及び意匠(第125条、第139条及び第145条)に係る条文の文言も前掲条文の改正に沿って修正された。

(4) 分割出願の時点に関する制限の緩和及び分割出願のできる範囲の明確化

表4、台湾特許法第34条の新旧対照条文(下線は改正した部分)

改正条文	現行条文
<p>第34条 特許出願に係る発明が、実質上二以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人による申請により、分割出願の請求をすることができる。</p> <p>分割出願の請求は、<u>次の各号の期間内に行わなければならない</u>：</p> <p>一、<u>原出願の再審査の査定前</u>。</p> <p>二、<u>原出願の特許すべき査定の査定書が送達した後三十日以内</u>。ただし、<u>再審査の査定を受けたときは、分割出願を請求することができる</u>。</p> <p>分割後の出願の出願日は、<u>原出願の出願日とする</u>；<u>優先権の主張があるときは、優先権の主張をすることができる</u>。</p> <p>分割後の出願は、<u>原出願の出願時に提出した明細書、特許請求の範囲又は図面で開示した範囲を超えることができない</u>。</p> <p>第二項第一号の規定により分割した後の出願は、<u>原出願で既に完成した手続について審査を続行しなければならない</u></p>	<p>第33条 特許出願に係る発明が、実質上二以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人による申請により、分割出願の請求をすることができる。</p> <p>前項にいう分割出願の請求は、<u>原出願の再審査の査定前にしなければならない</u>；<u>分割出願が認められたとき、原出願の出願日とその出願日とする</u>。優先権を有するとき、<u>優先権を主張することができる</u>、<u>原出願において既に完成した手続を継続して審査を行うものとする</u>。</p>

い。 第二項第二号の規定により分割した後の出願は、原出願の特許すべき査定がなされる前の審査手続を続行する；原出願は、特許すべき査定がなされたときの特許請求の範囲及び図面で公告する。

表4で示したように、改正後の第34条第2項では、分割出願を請求できる時点を明確にした。改正前の条文に照らすと、「原出願の再審査の査定前」と規定しているのみで、ここで、特許すべき査定がなされた場合は、そもそも再審査の請求を行うことができないので、解釈上では分割出願の請求が認められる期間に含まれない。したがって、立法者の解説によると、特許すべき査定がなされた後から公告される前までの期間において分割出願の必要がある場合、出願人に分割出願の請求期間を与え、日本特許法第44条第1項第2号の規定を参照し「原出願の特許すべき査定の査定書が送達した後三十日以内」の期間を設けた⁸⁾。また、再審査の場合、権利の早期確定という目的で、同条第2項ただし書きにおいて、再審査の査定後に分割出願の請求であれば、その査定は特許すべきか又は拒絶すべきかにかかわらず、すべて認められないと説明した。

(5) 特許権の効力が及ばない事項の増設

表5、台湾特許法第59条、第60条の新旧対照条文（下線は改正した部分）

改正条文	現行条文
<p>第59条 発明特許権の効力は、以下各号の事由に及ばない： 一、商業の目的でない未公開の行為。 二、研究又は実験の目的で発明を実施する必要な行為。 三、出願前に既に国内で実施し、又はそのために必要な準備を完成したとき。ただし、出願人から当該発明を知ってから六ヶ月未満で、かつ出願人がその特許を受ける権利を留保する声明をしたときは、この限りでない。 四、単に国境を通過するに過ぎない交通機関又はその装置。 五、特許権者でない者が取得した特許権は、特許権者による無効審判により無効と</p>	<p>第57条 発明特許権の効力は、以下各号の事由に及ばない： 一、研究、教学又は試験のためにその発明を実施し、かつ営利的行為がない場合。 二、出願前に既に国内で使用され、またはそのために必要な準備を完成したとき。ただし、出願前の六ヶ月以内に、出願人からその製造方法を知り、かつ出願人がその特許を受ける権利を留保する声明をしたときは、この限りでない。 三、出願前に既に国内に存在した物品であるとき。 四、単に国境を通過するに過ぎない交通機関又はその装置。 五、特許権者でない者が取得した特許権は、特許権者に</p>

<p>されたとき、その許諾を受けた者が無効審判が請求される前に、善意で国内で実施し、または実施に必要な準備を完成した場合。 六、特許権者が製造したまたはその同意を得て製造した特許物が販売された後に、当該特許物を利用しまたは再販売するとき。上述の製造、販売は、国内に限定されない。 七、特許権が第70条第1項第3号の規定により消滅した後から、特許権者が第70条第2項の規定により特許権の効力を回復し、かつその公告がなされる前に、善意で実施又は実施に必要な準備を完成したとき。 前項第3号、第5号、及び第7号における実施をした者は、本来の事業の目的の範囲内に限って、その利用を継続することができる。 第1項第5号の許諾を受けた者は、当該特許権が無効審判により無効とされた後になお実施をしたとき、特許権者による書面の通知を受領した日より、特許権者に合理的なロイヤルティーを支払わなければならない。</p>	<p>よる無効審判により無効とされたとき、その許諾を受けた者が無効審判が請求される前に、善意で国内で使用し、または実施に必要な準備を完成した場合。 六、特許権者が製造したまたはその同意を得て製造した特許物品が販売された後に、当該特許物品を利用しまたは再販売するとき。上述の製造、販売は、国内に限定されない。 前項第2号及び第5号における者は、本来の事業の内限って、その使用を継続することができる；第6号における販売できる地域は、裁判所が事実により認定するものとする。 第1項第5号の許諾を受けた者は、当該特許権が無効審判により無効とされた後になお実施をしたとき、特許権者による書面の通知を受領した日より、特許権者に合理的なロイヤルティーを支払わなければならない。</p>
<p>第60条 発明特許権の効力は、薬事法に規定された薬物の検査登記許可又外国の薬物販売許可を取得する目的で、研究、試験及びそれに必要な行為に及ばない。</p>	<p>なし</p>

改正後の第59条は、特許権の効力が及ばない事項に関する規定であり、そのうち、表5で示したように、第3号、第5号及び第6号の事項には、用語の調整以外の修正がない。本来、特許権の効力が及ばない事項に関する立法論としては、日本特許法第68条のように、商業的目的での実施にのみ特許権の効力を及ぼせる⁹⁾立法手法と、イギリス特許法第60条第1項及び第5項、並びにドイツ特許法第11条のように、特別に非商業的目的での実施に特許権の効力を及ぼせない立法手法とが分かれており、立法者の解説によると、改正後の第1号（商業の目的でない未公開の行為）は、イギリス特許法第61条第5項(a)号、及びドイツ特許法第11条第1号の規定を参考して新設されたものであり¹⁰⁾、後者の立場を採用することを明確にした。また、これに関連する規定として、改正後の第2号の事

由（研究又は実験の目的で発明を実施する必要な行為）は、発明の改良や創作を促進するため、第1号における「非商業的目的」との規定に制限されないものとし、一方、「教学」の態様は多様化であり、必ずしも非営利的又は公益的とはいえないので、今回の法改正では免責範囲から排除され、教学行為が免責事由に該当するか否かについては、今後は第1号（商業的目的であるか否か）及び第2号（研究又は実験の目的であるか否か）によって判断されるものとする⁽¹¹⁾。第7号は、特許権が特許料の支払期限の経過により消滅される場合における権利回復規定の新設⁽¹²⁾に対応する規定であり、特許権の効力を回復させる申請をした時点から権利回復の公告がなされる前に、その特許権の効力は善意の第三者による実施又は実施に必要な準備に及ばない、と規定している。

改正後の第59条第2項は、知的財産権に係る消尽論の規定であり、本来、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）第6条によると、国際消尽又は国内消尽の採用に関する決定は、各加盟国の立法に委ねることになっている。そこで、改正前の第57条第1項第6号において、国際消尽を採用する立場であったが、同条第2項において、「販売できる地域は、裁判所が事実により認定するものとする」との規定もあり、消尽論の適用について混乱を生じさせた。今回の法改正では、「裁判所による認定」との文言が削除され、明確に国際消尽の立場を採用するようになった。

第60条は、後発医薬品（Generic drugs）に関する規定であり、今回の法改正で新設された。立法者の解説によると、この規定に適用する対象は、薬事法第4条に定められる薬物⁽¹³⁾のこととし、新薬、後発医薬品にかかわらず、薬事法に規定された薬物の検査登記許可の取得に係る研究、試験又はその他関連する必要な行為のすべてについて、同条の規定が適用される。また、その適用の範囲は、薬物の検査登記許可のための前臨床試験（Pre-clinical trial）と臨床試験（Clinical trial）を含むほか、これらの試験自体又はそれと直接に関連する製造、販売の申し出、販売、利用又は輸入など、特許技術を実施する行為に及ぶ。即ち、薬物の検査登記許可の取得を目的とする場合、特許権は、その申請の前若しくは後に行った試験又はそれと直接に関連する特許技術を実施する行為に及ばないが、薬物の検査登記許可を目的としない場合、例えば病院が行う薬物試験は、免責の範囲でない⁽¹⁴⁾。なお、立法者の

解説によると、ドイツ特許法第11条第2項(b)号の規定を参考したうえ、外国の薬物販売許可を取得するために研究、試験により特許技術を実施する必要がある行為も免責規定の適用対象であるという明確な規定も導入された⁽¹⁵⁾。

（6）医薬品又は農薬の特許権存続期間延長規定の改定

表6、台湾特許法第53条、第54条及び第56条の新旧対照条文（下線は改正した部分）

改正条文	現行条文
<p>第53条 <u>医薬品、農薬品又はその製造方法の発明特許権の実施は、その他法律の規定により許可証を取得しなければならない場合、当該特許が公告された後に許可証を取得したとき、特許権者は、第一回の許可証をもって特許権期間の延長を申請することができ、その申請は一回に限り、且つ当該許可証による特許期間延長の申請は、1回に限る。</u> <u>前項の延長許可の期間は、中央目的事業所管官庁から許可証を取得するために発明を実施をできない期間を超えてはならない；許可証の取得期間は5年間を超えた場合でも、その延長期間は5年間に限る。</u> <u>第1項にいう医薬品は、動物用の薬品に及ばない。</u> <u>第1項の申請をするときは、申請書を備え、証明書類を添付し、第1回の許可証を取得した後3ヶ月以内に、特許主務官庁に対して提出しなければならない。ただし、特許期間が満了する前6ヶ月以内に、これをすることができない。</u> <u>所管官庁は、延長期間の査定につき、国民健康への影響を考慮し、かつ中央目的事業所管官庁とともに査定の方針を制定しなければならない。</u></p>	<p>第52条 医薬品、農薬品又はその製造方法の発明特許権の実施は、その他法律の規定により許可証を取得しなければならない、かつ特許公告後に2年以上を要した場合、特許権者は、2年ないし5年の特許権期間の延長を一回に限り申請することができる。ただし、その延長許可の期間は、中央目的事業所管官庁に対し許可証を取得するために要する期間を超えてはならない；許可証の取得期間は5年間を超えた場合でも、その延長期間は5年間に限る。 前項の申請をするときは、申請書を備え、証明書類を添付し、第1回の許可証を取得した後3ヶ月以内に、特許主務官庁に対して提出しなければならない。ただし、特許期間が満了する前6ヶ月以内に、これをすることができない。 所管官庁は、前項の申請において、延長期間の査定につき、国民健康への影響を考慮し、かつ中央目的事業所管官庁とともに査定の方針を制定しなければならない。</p>
<p>第54条 <u>前条の規定により特許権期間の延長を申請するとき、特許主務官庁が原特許権の期間が満了するときにまだ査定をしていない場合、その特許権の期間は延長されたものとみなす。ただし、不延長との査定がされたときは、原特許権期間が満了する日で終了す</u></p>	なし

る。	
第56条 特許主務官庁の査定により延長された発明特許権の期間は、許可証に記載される有効成分及びその用途で限定した範囲にのみ及ぶ。	なし

表6で示したように、改正後の第53条第1項には、「当該許可証による特許期間延長の申請は、1回に限る」との文言が追加された。立法者による解説において、「例えば、一つの発明特許権には、殺菌剤と殺虫剤に関する2つの請求項が包含される場合、仮に先に殺菌剤の許可証を以って特許権期間の延長を申請し、かつその申請が許可された場合、後に殺虫剤の許可証を以って再び同一特許権の延長を申請することができない。」と明言した。また、特許権者が許可証を取得した後、仮にその許可証の対象が複数の特許権の内容に該当する場合、1つの特許権の期間延長の申請しか選択できない。なお、特許権者が逸失した特許権の利益を十分に保護するために、今回の法改正において、最短2年の許可証の取得期間という制限が削除された⁽¹⁶⁾。

立法者の解説によると、第54条は、特許権期間の延長が許可される前に、特許権の期間が既に満了した場合の取扱いとして新設されたものである。権利不安定の状態を回避するために、この規定により、原特許権の期間が満了するときにまだ査定をしていない場合、その特許権の期間は延長されたものとみなす⁽¹⁷⁾。さらに同条ただし書きにおいて、不延長との査定がされたとき、この擬制の法的効果を遡及的に発生しなかったものとし、また、この規定に関連する実務上の取扱いとして、特許権期間延長の申請に伴う公告制度が挙げられ、特許権期間の延長が許可される前に、特許権者による同意を得ないで特許発明を実施する者は、期間延長が許可された後に、期間満了に伴う特許権の消滅を善意に信頼した、という理由で特許権侵害の責任を免れることができない。一方、特許権の不延長との査定がされたとき、特許権者が特許権の延長とみなす期間における特許発明の実施を第三者に許諾した場合、許諾の対象となる特許権が期間不延長の査定により期間満了日に遡って消滅したものとなり、契約で別途定めがあった場合を除き、特許権者は、ロイヤルティーを不当利得として返還する責任を負うものとする⁽¹⁸⁾。

第56条において、特許権期間の延長範囲は、許可証

に記載される有効成分及びその用途で限定した範囲にのみ及ぶと規定した。立法者の解説によると、物の発明の場合、特許権期間の延長は許可証に記載された有効成分に対応する特定の物及びその用途にのみ及ぶものとし、用途発明または方法の発明の場合、それぞれ特許権期間の延長は許可証に記載された有効成分と対応する用途または方法にのみ及ぶものとする⁽¹⁹⁾。これにより、1つの特許権に2つの用途、例えば殺菌剤と殺虫剤の用途が包含される場合、前掲第53条の規定に照らすと、1つの用途を選択し特許権期間の延長を申請しなければならず、かつ特許権期間が延長された範囲は、その選択された用途にのみ及ぶことを鑑みると、その用途の両方とも特許権期間の延長で保護させるために、特許出願をしたとき、それぞれの用途に対し分割出願をすることが一つの対応方法として考えられる。

(7) 実施権の許諾に関する規定の明確化

表7、台湾特許法第62条の新旧対照条文(下線は改正した部分)

改正条文	現行条文
<p>第62条 発明特許権者は、その発明特許権の譲渡、信託、他人への実施許諾、または質権の設定をするとき、特許主務官庁に対し登記をしなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>前項にいう許諾とは、<u>専用許諾⁽²⁰⁾又は非専用許諾のことをいう。</u></p> <p><u>専用被許諾権者は、許諾の範囲内に発明特許権者及び第三者による当該発明の実施を排除する。</u></p> <p><u>発明特許権者は、複数の債権の担保として、同一の特許権につき複数の質権を設定したとき、その順位は、登記の前後による。</u></p>	<p>第59条 発明特許権者は、その発明特許権の譲渡、信託、他人への実施許諾、または質権の設定をするとき、特許主務官庁に対し登記をしなければ、第三者に対抗することができない。</p>

今回の法改正がされるまで、特許権の実施、譲渡、信託、他人への実施許諾、または質権の設定について、単に登記との対抗要件を定めており、専用実施権者の権利について明確に規定しておらず、実務上では深刻な問題となった。したがって、今回の法改正において、「専用許諾（日本特許法上の「専用実施権」に該当）」と「非専用許諾（日本特許法上の「通常実施権」に該当）」とに区別し、かつ専用実施権者の権利として、同条第3項における特許権者又は第三者による発

明の実施を排除する権利、及び第96条第4項における訴訟上の権利を明確に規定した。なお、第62条第4項において、質権の設定に関して、複数の質権の設定の認容及びその順位の決定基準を明確に規定した。

(8) 無効審判に関する規定の改定

表8、台湾特許法第71条、第73-75条、及び第78-82条の新旧対照条文（下線は改正した部分）

改正条文	現行条文		
<p>第71条 発明特許権は、次に掲げる事由のいずれかがある場合、何人も特許主務官庁に対し無効審判を請求することができる：</p> <p>一、第21条ないし第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2項、第3項、第67条第2項ないし第4項又は第108条第3項の規定に違反するとき。</p> <p>二、特許権者が属する国家は、<u>中華民國の国民による特許出願を受理しないとき。</u></p> <p>三、<u>第12条第1項の規定に違反するとき、又は発明特許権者が発明特許出願権者でないとき。</u></p> <p>前項第3号の事由に基づき無効審判を請求するとき、利害関係人によってのみ請求することができる。</p> <p>発明特許権に対して無効審判を請求できる事由は、<u>当該発明特許権の査定時の規定による。ただし、第34条第4項、第43条第2項、第67条第2項、第4項又は第108条第3項の規定により無効審判を請求するときは、無効審判請求時の規定による。</u></p>	<p>第52条 次に掲げる事由のいずれかがある場合、特許主務官庁は、<u>無効審判の請求又は職権により発明特許権を取り消し、かつ期間を定めて特許証書を回収しなければならない。回収できない場合、その取消しを公告しなければならない。</u></p> <p>一、第12条第1項、第21条ないし第24条、第26条、第31条又は第49条第4項の規定に違反するとき。</p> <p>二、特許権者が属する国家は、<u>中華民國の国民による特許出願を受理しないとき。</u></p> <p>三、<u>発明特許権者が発明特許出願権者でないとき。</u></p> <p>第12条第1項の違反又は前項第3号の事由に基づき無効審判を請求するとき、利害関係人によってのみ請求することができる；<u>その他の事由の場合、何人も特許主務官庁に対し証拠を添付し無効審判を請求することができる。</u></p> <p><u>無効審判請求人は理由及び証拠を補充する場合、無効審判を請求した日から1ヶ月以内にしなければならない。ただし、無効審判の査定前に提出したときは、参酌すべきである。</u></p> <p><u>無効審判は審査を経て不成立になったとき、何人も同一の事実及び同一の証拠に以って再度無効審判を請求することができない。</u></p>	<p>無効審判の声明は、請求後に変更又は追加することができない。ただし、減縮をすることができる。</p> <p>無効審判請求人は理由又は証拠を補充する場合、無効審判を請求した後1ヶ月以内にしなければならない。ただし、無効審判の査定前に提出したときは、参酌すべきである。</p>	
		<p>第74条 特許主務官庁が前条の申請書を受領した後、<u>その副本を特許権者に送達しなければならない。</u></p> <p>特許権者は副本が送達した1ヶ月以内に答弁をしなければならない；先に理由を説明することにより延期が認められた場合を除き、<u>期間満了時にまだ答弁していないときは、直ちに審査に付する。</u></p> <p><u>無効審判請求人が補充した理由又は証拠により、審査が遅延されるおそれがあるとき、またはその事実と証拠が既に明らかとなったとき、特許主務官庁は、直ちに審査に付することができる。</u></p>	<p>第69条 特許主務官庁が無効審判請求書を受領した後、無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。</p> <p>特許権者は副本が送達した1ヶ月以内に答弁をしなければならない。先に理由を説明することにより延期が認められた場合を除き、<u>期間満了時に答弁をしないときは、直ちに審査に付する。</u></p>
		<p>第75条 特許主務官庁は、無効審判の審査をするときに、<u>無効審判申し出の範囲内において、職権で無効審判請求人が提出していない理由及び証拠を参酌することができる、並びに答弁期限を指定し特許権者に通知しなければならない；期限過ぎても答弁していないときは、直ちに審査に付する。</u></p>	なし
		<p>第78条 同一の特許権につき、複数の無効審判請求がされた場合、<u>特許主務官庁が必要と認めるとき、併合し審査することができる。</u></p> <p>前項の規定により併合審査がされた無効審判に対しては、<u>併合査定をすることができる。</u></p>	なし
		<p>第79条 特許主務官庁が無効審判の審査をするとき、<u>特許審査人員を指定し審査を行い、ならびに査定書を作成し、特許権者と無効審判請求人に送達しなければならない。</u></p> <p><u>無効審判の査定は、各請求項ごとに行なければならない。</u></p>	<p>第70条 特許主務官庁が無効審判の審査をするとき、<u>原出願の審査をしなかった特許審査人員を指定し審査を行い、ならびに査定書を作成し、特許権者と無効審判請求人に送達しなければならない。</u></p>
<p>第73条 無効審判を請求するとき、<u>無効審判の声明、理由を明記した申請書を備え、ならびに証拠を添付しなければならない。</u></p> <p>特許権には2以上の請求項を有するとき、<u>請求項の一部に対し無効審判を請求することができる。</u></p>	<p>第67条第3項 無効審判請求人は理由及び証拠を補充する場合、<u>無効審判を請求した日から1ヶ月以内にしなければならない。ただし、無効審判の査定前に提出したときは、参酌すべきである。</u></p>		
		<p>第80条</p>	なし

<p>無効審判請求人は、査定前に無効審判の請求を取り下げることができる。ただし、特許権者が既に答弁を提出したときは、特許権者の同意を得なければならない。</p> <p>特許主務官庁は、特許権者に無効審判の取下げの事実を通知しなければならない；特許権者が当該通知が送達した後10日以内に、反対の意思表示をしない場合、その取下げに同意することとみなす。</p>	
<p>第81条 次に掲げる事由のいずれかがある場合、何人も同一の特許権に対し、同一の事実につき、同一の証拠に基づいて再度無効審判を請求することができない： 一、他の無効審判請求において、同一の事実につき、同一の証拠に基づいて無効審判を請求し、審査を経て不成立となったとき。 二、知的財産案件審理法第33条の規定に基づき、知的裁判所に提出した新証拠が、審理を経て理由がないと認められたとき。</p>	<p>第67条第4項 無効審判は審査を経て不成立になったとき、何人も同一の事実及び同一の証拠を以って、再度無効審判を請求することができない。</p>
<p>第82条 発明特許権が無効審判の審査を経て成立したとき、その特許権を取り消さなければならない；当該取消は、各請求項ごとにすることができる。 発明特許権は取り消された後、次に掲げる事由のいずれかがある場合、その取消しが確定したものとす： 一、法令に基づいて行政救済を提起しないとき。 二、行政救済を提起し、却下の決定が確定したとき。 発明特許権の取消しが確定したとき、特許権の効力は、初めから存在しなかったものとみなす。</p>	<p>第73条 発明特許権は取り消された後、次に掲げる状況のいずれかがある場合、その取消しが確定したものとす： 一、法令に基づいて行政救済を提起しないとき。 二、行政救済を経て却下の決定が確定したとき。 発明特許権の取消しが確定したとき、特許権の効力は、初めから存在しなかったものとみなす。</p>

今回の法改正では、裁判実務及び諸外国の影響を受け、無効審判制度が大幅に改正された。第71条第1項において、職権による無効審判の開始が削除され、立法者の解説によると、これは国際の立法例を参照し、当事者間の利益に係る無効審判の請求は原則的に当事者に委ね、当事者らの主張等には不足点等がある場合、職権主義に基づく規定で対処する立法手法である⁽²¹⁾。また、同条第3項において、裁判実務で争点となった無効審判の審理基準については、原則的に特許

査定時の基準にしたがい、分割出願、出願の変更もしくは請求項の訂正により、本来開示した範囲を超えた場合、並びに請求項の訂正により公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大や変更した場合は、無効審判請求時の基準にしたがうと明確に規定した。

今回の法改正において、無効審判手続の開始及び進行（第73条第1項）並びに終了（第80条）は原則的に当事者主義によることを明確化するため、いくつかの条文が新設された。第73条第2項において、無効審判請求人は、請求項ごとに対し無効審判を請求できると規定し、台湾特許庁による無効審判の査定⁽²²⁾及び無効審判の成立に伴う特許権の取消しも請求項ごとにしなければならない（第79条第2項、第82条第1項を参照）。また、無効審判の範囲と攻撃防御の焦点を確定し、審査の進行を促すために、第73条第3項により、無効審判請求人はいったん無効審判の声明⁽²³⁾をした後、その変更又は追加をすることが認められないものとし、ただし、減縮することはこの限りでない。

さらに、第74条及び第75条において、無効審判の進行と審理には職権主義の補足的適用を明確にしたのみならず、台湾特許庁が必要と認めるとき、無効審判請求の併合審理も職権によるとした第78条の規定も新設された。

なお、無効審判における一事不再理の規定について、第81条第1項における「同一の証拠、同一の事実に基づく無効審判の請求」のほか、無効審判の査定を不服し、知的財産裁判所に対し査定取消訴訟を提起した場合、その訴訟の過程において提出した新証拠が審理を経て理由がないと認められたとき、同条第2項により、当該新証拠に基づく無効審判の請求にも一事不再理規定の適用がある。

(9) 特許権侵害に関する規定の改定

表9、台湾特許法第96-条、第97条及び第98条の新旧対照条文（下線は改正した部分）

改正条文	現行条文
<p>第96条 発明特許権者は、その特許権を侵害した者に対し、<u>侵害の排除を請求することができる</u>。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。 発明特許権者は、<u>故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請</u></p>	<p>第84条 発明特許権が侵害されたとき、特許権者は、<u>損害賠償を請求することができる</u>、ならびにその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。 専用被許権者も、前項の請求をすることができる。た</p>

<p>求することができる。</p> <p>発明特許権者は第1項の請求をするに際し、特許権に係る物又は侵害行為に供した原料若しくは器具の廃棄又はその他必要な処置を請求することができる。</p> <p>専用被許諾権者は、許諾を受けた範囲内に、前3項の請求をすることができる。ただし、契約で別途定めがある場合は、その定めに従う。</p> <p>発明者の姓名表示権が侵害を受けたとき、発明者姓名の表示又はその他名誉の回復に必要な処分を請求することができる。</p> <p>第2項及び前項に定められた請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知ったときから2年間行使しないことにより消滅する；行為時から10年を経過したときは、同じとする。</p>	<p>だし、契約で別途定めがある場合は、その定めに従う。</p> <p>発明特許権者又は専用被許諾権者は前2項の規定により請求をするに際し、特許権に係る物又は侵害行為に供した原料若しくは器具の廃棄又はその他必要な処置を請求することができる。</p> <p>発明者の姓名表示権が侵害を受けたとき、発明者姓名の表示又はその他名誉の回復に必要な処分を請求することができる。</p> <p>本条に定められた請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知ったときから2年間行使しないことにより消滅する；行為時から10年を経過したときは、同じとする。</p>
<p>第97条</p> <p>前条により損害賠償を請求するとき、次の各号のいずれかを選択しその損害を計算することができる：</p> <p>一、民法第216条の規定による。ただし、証拠方法を提示しその損害を証明できないとき、発明特許権者は、当該特許権を実施することで通常得られる利益より、侵害を受けた後に同一の特許権を実施することで得た利益を差し引いた差額を、その受けた損害の額とすることができる。</p> <p>二、侵害行為者が侵害行為により得た利益による。</p> <p>三、当該発明特許の実施を許諾するとき²⁴に得られるロイヤルティーに相当する金額をその受けた損害の額とする。</p>	<p>第85条</p> <p>前条により損害賠償を請求するとき、次の各号のいずれかを選択しその損害を計算することができる：</p> <p>一、民法第216条の規定による。ただし、証拠方法を提示しその損害を証明できないとき、発明特許権者は、その特許権を実施することで通常得られる利益より、侵害を受けた後に同一の特許権を実施することで得た利益を差し引いた差額を、受けた損害の額とすることができる。</p> <p>二、侵害行為者が侵害行為により得た利益による。侵害行為者はそのコスト又は必要な費用の立証をできない場合、当該物品を販売することにより得た全収入をその所得利益とする。</p> <p>前項規定のほか、発明特許権者の業務上の信用が侵害行為に毀損された場合、別途相当の金額の賠償を請求することができる。</p> <p>前2項の規定により、侵害行為は故意による場合、裁判所は侵害の状況を斟酌し、損害額以上の賠償額を定めることができる。ただし、損害額の3倍を超えることができない。</p>
<p>第98条</p> <p>特許権に係る物において、特許証書の号数を標示しなければならない；特許権に係る</p>	<p>第79条</p> <p>発明特許権者は、特許に係る物品又はその包装において特許証書の号数を標示しなければなら</p>

<p>物で標示できないときは、ラベル、パッケージ又はその他の他人の認識を引き起こせる方式で標示することができる；標示を付加しない場合は、損害賠償を請求するときに、侵害行為者が特許権に係る物であることを知り、または知ることができたことについて立証しなければならない。</p>	<p>ばならない、並びに被許諾権者又は特許実施権者にもその標示を要求することができる；標示を付加しない場合は、損害賠償を請求することができない。ただし、侵害行為者が特許物品であることを知り、又はそれを知り得る証明するに足りる事実があるときはこの限りでない。</p>
--	--

第96条、第97条及び第98条は特許権侵害に関する規定であり、立法者の解説によると、特許権侵害の民事救済としては、「損害賠償」と「侵害の除去又は防止」とに分かれ、民法の規定により、損害賠償の請求には「行為者の故意又は過失により」との不法行為の主観的要件が要求される一方、侵害の除去又は防止の請求は、性質上ではそれぞれ物上請求権のうちの妨害排除請求権と妨害予防請求権に類似することから、客観的に侵害の事実又は侵害のおそれがあれば足りる⁽²⁴⁾。したがって、改正後の第96条第1項と第2項は、それぞれ「侵害の除去又は防止」と「損害賠償」に係る規定に分かれ、さらに損害賠償の請求について、「行為者の故意又は過失」との要件を明確にした。同条第3項は専用実施権者の権利についての規定であり、前述したように、専用実施権者は専用実施の許諾範囲内において、特許権者と同様に侵害の除去若しくは防止、又は／及び損害賠償の請求をすることができる。なお、立法者の解説において、この規定は特許権者のこれらの請求権を排除するものでないと述べた⁽²⁵⁾が、手続上では特許権者と専用実施権者とが共同に訴訟をしなければならないのか、また、共同訴訟が必須でない場合、如何に二重請求の不都合を回避するのかについて詳細に言及しておらず、この点について、今後の施行細則の改訂や裁判実務に注目しなければならない。

第97条は損害賠償の計算に係る条文であり、改正前の第84条第2項において「当該物品を販売することにより得た全収入」を「侵害行為により得た利益」とする規定があったが、今回の法改正では第2項後段が削除され、立法者の解説によると、その理由は侵害行為者が得た利益の全てが特許権による市場の独占に由来するものに限らず、第三者との競争などの要素も考えられ、「侵害物の販売による全収入」は特許権者が受けた損害を上回るおそれがあるのである⁽²⁶⁾。また、同解説において、従来、ロイヤルティーの損失を逸失

利益として認められるための立証が困難なため、第3項は、新たに「ロイヤルティーに相当する金額」を損害賠償推定額の一つとし、権利者側の立証責任を軽減することを目的とするものである⁽²⁷⁾。また、今回の法改正では、英米法における懲罰的損害賠償に係る現行第85条第3項は、「損害の埋め合わせをする」という台湾民法における損害賠償の体系に合わないため削除された⁽²⁸⁾。

なお、特許権に係る物の標示に関する改正前の第79条における「標示を付加しない場合は、損害賠償を請求することができない」との文言を損害賠償の前提要件又は特別要件とするか否かの論争があり、立法者の解説において、特許権に係る物の標示を損害賠償請求の要件でないと明示したとともに、今回の法改正では上記の文言を削除した⁽²⁹⁾。また、物理的に標示を付加できない状況を考慮し、同条後段において「侵害行為者が特許権に係る物であることを知り、または知ることができた」との立証責任を権利者に負わせるものとした⁽³⁰⁾。

(10) 部分意匠、コンピューターアイコン、グラフィカルユーザインタフェース (GUI) 及び組物の意匠に関する規定の整備並びに関連意匠制度の創設

表 10, 台湾特許法第 121 条, 第 127 条及び第 129 条の新旧対照条文 (下線は改正した部分)

改正条文	現行条文
<p>第 121 条 <u>意匠とは、物品の全部又は部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて訴求する創作をいう。</u> <u>物品に応用するコンピューター画像及びグラフィカルユーザインタフェースは、本法により意匠出願をすることができる。</u></p>	<p>第 109 条 新式様とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて訴求する創作をいう。 聯合新式様⁽³¹⁾とは、同一人が原新式様に基づいた創作であつて、且つ近似に該当するものという。</p>
<p>第 127 条 同一人には二以上の類似する意匠がある場合、意匠及びその関連意匠の出願をすることができる。 関連意匠の出願日は、原意匠の出願日より先であつてはならない。 関連意匠の出願は、原意匠の公告後にすることができる。 同一人は、単に関連意匠に</p>	なし

類似し、原意匠に類似しない意匠に基づいて関連意匠の出願をすることができない。	
<p>第 129 条 <u>意匠の出願は、意匠ごとに</u> <u>出願をしなければならない。</u> <u>二以上の物品であつて、同一の類別に属し、かつ慣習上では組物として販売又は使用されるときは、一意匠として出願をすることができる。</u> <u>意匠の出願をするとき、その意匠が施される物品を指定しなければならない。</u></p>	<p>第 119 条 新式様の出願は、新式様ごとに 出願をしなければならない。 新式様の出願をするとき、その新式様が施される物品を指定しなければならない。</p>

意匠制度は今回の法改正の重点の一つとして扱われ、かつての「新式様」との用語から「意匠」⁽³²⁾に改め、さらに第 121 条第 2 項において、「物品に応用するコンピューター画像及びグラフィカルユーザインタフェース」を意匠制度の保護対象として新たに追加した。また、立法者の解説によると、従来、ある意匠の一部分を模倣し、意匠全体としての模倣を回避すれば意匠権の効力は及ばないという問題があり、意匠の保護をさらに強化することを鑑み、今回の法改正では日本意匠法第 2 条等の国際立法例を参考し、部分意匠制度を導入した⁽³³⁾ (第 121 条第 1 項, 第 127 条を参照)。なお、かつての日本の「類似意匠」に相当する「聯合新式様」の制度は、単に原意匠登録の範囲を確認するものにすぎず、保護の実効性がないため⁽³⁴⁾、今回の法改正では廃止された。

第 129 条において、組物意匠に関する規定が新設され、立法者の解説によると、同条第 2 項にいう「同一の類別」とは、国際工業意匠分類 (ロカルノ分類) における同一の類別のことをいう⁽³⁵⁾。また、同解説において、組物意匠の権利行使について、その組物意匠の全体を一体として権利を行使することしかできず、組物のうちの一つ又は複数の物品を以って単独で権利を行使すること、または組物の意匠を分割し権利を行使することができない⁽³⁶⁾と明確に説明している。

3. おわりに

2011 年の台湾専利法改正は、全 159 か条のうち 108 か条の修正、36 か条の新設、および 15 か条の削除に及ぶ大幅な改正のため、今後の特許実務に多大な影響を与えると思われる。本稿では、実務上最も注目されている部分を選出し、立法者の解説を交えて説明したが、既述のように、条文の改正のみならず、今回の法改正に伴う特許法施行細則や審査基準等の整備も行わ

れている。そのため、今回の法改正法が施行されるまでに、台湾特許庁による関連規定の改訂案等を持続的に注目し、さらに検討する必要がある。

注

- (1) 日本の国会に相当する国家の最高立法機関である。
- (2) 日本の内閣に相当する国家の最高行政機関である。
- (3) 台湾行政院經濟部智慧財産局「専利法改正総説明」第17頁、http://www.tipo.gov.tw/ch/MultiMedia_FileDownload.ashx?guid=418c564c-7ab2-41f7-a629-bea95d5fef95 よりダウンロードすることができる、最終アクセス日：2011年12月16日。
- (4) 改正条文第29条における「…の後」という文言については、立法者の解説によると、これは初日不算入の原則を強調するために採用したものであり、日本の条文における「…の翌日から」に相当する。
- (5) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)32頁。
- (6) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)33頁。
- (7) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)46-51頁。
- (8) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)39-40頁。
- (9) 日本特許法第68条の文言「業として発明を実施する権利を専有する」を参照。
- (10) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第67頁。
- (11) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第68-69頁。
- (12) 改正後の第70条第2項は、特許権者が故意によらずに、特許料の納付補正期限を経過した後、その期限が満了した一年内に特許権の回復を申請できるとの規定である。
- (13) 台湾薬事法第4条：「本法にいう薬物は、薬品と医療器材のことをいう」。
- (14) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第73-75頁。
- (15) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第75頁。
- (16) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第59頁。
- (17) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第59-60頁。
- (18) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第62-63頁。
- (19) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第63-64頁。
- (20) 本来の文言は「専属許諾」であるが、混乱を避けるため、日本特許法における「専用」で表現した。
- (21) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第87頁。
- (22) 台湾の無効審判制度は、日本と異なり、1人の審査官が両方の当事者による無効理由とそれに対する答弁書を斟酌し、いわゆる査定系の方式で行われるものである。したがって、台湾特許庁がなされる無効審判の結果を示す用語は、日本特許法のような「審決」でなく、特許出願と同じく「査定」を用いている。
- (23) これは、日本の「無効審判の趣旨」に類似するものである。
- (24) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第115頁。
- (25) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第116-117頁。
- (26) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第117-118頁。
- (27) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第118-119頁。
- (28) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第120頁。
- (29) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第120頁。
- (30) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第121頁。
- (31) これは、かつての日本意匠法における「類似意匠」に相当する制度である。
- (32) 条文の文言は「設計専利」であるが、混乱を避けるため、日本意匠法における「意匠」を用いた。
- (33) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第139-140頁。
- (34) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第140頁。
- (35) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第148頁。
- (36) 台湾行政院經濟部智慧財産局・前掲注(3)第148-149頁。

(原稿受領 2012. 2. 6)

